

I 総合療育相談センターの概要

総合療育相談センターの概要

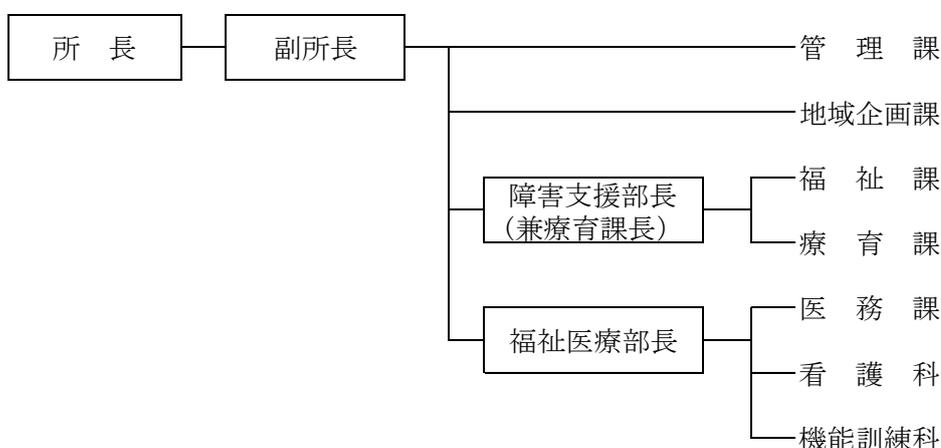
1 設置目的

神奈川県立総合療育相談センターは、平成8年4月1日に、当時の神奈川県立障害者更生相談所（身体障害者福祉法、知的障害者福祉法に基づく必置機関）と神奈川県立ゆうかり園（児童福祉法に基づく肢体不自由児施設）の機能を統合し、さらに、センター内に神奈川県中央児童相談所が移転するかたちで設置されたもので、子どもの心身の健全な発達に関する問題等について相談に応じるとともに、身体障害者及び知的障害者に関する総合的な相談、判定、指導等を行い、併せて診療、療育訓練を実施することをその目的としている。

平成25年4月、組織再編により総合療育相談センターと中央児童相談所が別組織として位置づけられたが、引き続き、一体的運営を図りながら、支援を進めている。

2 機構・職員配置（令和2年度）

(1) 機構



(2) 職員配置（臨任、再任用含む）

（令和2年4月1日現在）

	所長	副所長	部長	一般事務	福祉	医師	薬剤師	看護師	保育士	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	電話交換	運転員	栄養士	合計 (人)													
所長・副所長	1	1														2	0												
管理課				4	(1)								1		(1)	5	(3)												
地域企画課				3		3										6	0												
障害支援部			1													1	0												
福祉課					9	(3)		(11)								9	(14)												
療育課					6	(2)			2							8	(2)												
福祉医療部			1													1	0												
医務課						3	(24)	(2)								3	(26)												
看護科								25								25	0												
機能訓練科										5	(2)	3	(1)	3		11	(3)												
合計	1	1	2	7	(1)	18	(5)	3	(35)	0	(2)	25	0	2	0	5	(2)	3	(1)	3	0	1	0	0	(1)	0	(1)	71	(48)

（ ）は外数で非常勤職員

3 業務概要

部 課 (科)		事 業 内 容
管 理 課		職員人事、予算・決算、財産管理、一般庶務
地 域 企 画 課		身体障害者手帳・療育手帳の発行 子ども及び障害者に関わる福祉関係者への研修の実施
障 害 支 援 部	福 祉 課	更生相談所事業 専門的相談機能…身体・知的障害者の更生相談・支援 判定・評価機能…身体・知的障害者に関する医学的・心理学的判定及び職能判定 市町村等への専門的支援 重症心身障害者の認定及び入所調整 障害者自立支援協議会（全体会出席(所長)、県内5ブロック会議-助言)
	療 育 課	障害児等療育支援事業 障害児等療育支援事業 入院児童への支援 短期入所事業
福 祉 医 療 部	医 務 課	リハビリテーション科、整形外科、小児科(小児神経)、精神科(児童精神)の診療 入院・外来・早期療育外来、早期療育事業・巡回リハビリテーション事業・身体障害者の医学的判定業務等、短期入所事業、在宅重症心身障害児者訪問指導事業、特別支援学校等訪問事業(肢体不自由、知的)
	看 護 科	看護業務—入院・外来・早期療育外来・早期療育事業・巡回リハビリテーション事業・身体障害者の医学的判定等・短期入所事業
	機 能 訓 練 科	理学療法、作業療法、言語聴覚療法—入院・外来・早期療育外来・早期療育事業・巡回リハビリテーション事業・身体障害者の医学的判定、子ども自立生活支援センター訪問支援、特別支援学校等訪問事業(肢体不自由、知的)

更生相談所

身体障害者更生相談所…身体障害者福祉法第11条

都道府県は、身体障害者の更生援護の利便のため、及び市町村の援護の適切な実施の支援のため、必要の地に身体障害者更生相談所を設けなければならない。

知的障害者更生相談所…知的障害者福祉法第12条

都道府県は、知的障害者更生相談所を設けなければならない。

都道府県の地域生活支援事業

地域生活支援事業…障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法第78条

都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、第七十七条第一項第三号、第六号及び第七号に掲げる事業のうち、特に専門性の高い相談支援に係る事業及び特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成し、又は派遣する事業、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整その他の広域的な対応が必要な事業として厚生労働省令で定める事業を行うものとする。

- 2 都道府県は、前項に定めるもののほか、障害福祉サービス又は相談支援の質の向上のために障害福祉サービス若しくは相談支援を提供する者又はこれらの者に対し必要な指導を行う者を育成する事業その他障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うことができる。

神奈川県障害児等療育支援事業等実施要領(平成25年4月1日施行)を定め事業実施

- 巡回リハビリテーション事業
- 在宅重症心身障害児者訪問指導事業
- 早期療育事業
- 発達障害等支援外来

4 事業一覧表

